

登録証送付先

住所

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目3番1号 六本木ヒルズ クロスポイント905

氏名

藤田 貴男

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第6326661号

登録日 令和 2年12月 9日

出願番号 商願2019-138659

出願日 令和 1年10月30日

商品及び役務の区分数 1

納付年分 第 5年分まで

領収金額 16,400円

受領日 令和 2年12月 5日

分割納付（後期分）の手続について

- 「分割納付」により納付手続きをした場合は、登録日から5年の満了日までに、「商標登録料納付書」により手続をしてください。
- 上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標登録料納付書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。追納できる期間内に納付しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされま

存続期間更新登録の手続について

- 商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- 上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- 追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされま

- 「商標権存続期間更新登録申請書」
- 「商標登録料納付書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

分割納付及び存続期間更新登録期限日

分割納付による5年目の満了日（期限日）
令和 7年(2025年)12月 9日
10年目の満了日（期限日）
令和12年(2030年)12月 9日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

分割納付（後期分）、および存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から納付等についての通知は送付いたしませんので、納付期限等の管理はご自身でお願いいたします。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
商標担当 内線 2713